

2020年9月23日

愛媛県議会議長 戒能 潤之介 様

請願者 住所 〒791-8015 松山市中央2丁目23-1-201号
氏名 伊方原発をとめる会

事務局長 草薙 順一

紹介議員 (50名)

浅湫 和子、石井 智恵、菅 森実

武井 多佳子、田中 克彦

(原本はご本人の自筆)

伊方原発3号機運転継続のための施設内乾式貯蔵施設に反対する請願

【請願の趣旨】

原子力規制委員会は9月16日、伊方原発の敷地内で使用済み核燃料を保管する「乾式貯蔵施設」の設置を許可した。

乾式貯蔵施設とは、伊方原発3号機の使用済燃料プールが満杯になり、稼働ができなくなるのを避けるために、その対策として、使用済燃料を貯蔵容器（キャスク）に入れ、自然対流により施設で保管し続けるというものである。保管期間は約50年とされているが、その後に搬出する先は決まっていない。伊方が永久的な核のゴミ捨て場になってしまうことに県民は大きな不安を抱えている。プールで冷やすより、安全性が高まるという規制委員会の説明には欺瞞があり、乾式貯蔵施設で安全性が担保されるわけではない。

四国電力は「伊方発電所で発生した使用済燃料を青森県六ヶ所村の再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設として、伊方発電所の敷地内に乾式貯蔵施設を設置するための計画を進めています」と述べているが、それは、六ヶ所再処理工場が2021年度に竣工することを前提としていた。再処理工場が動く見込みはない。仮に六ヶ所再処理工場が動いたとしても、寿命は40年である、搬出しようとするときには再処理工場は存在しないことになる。

また、50年という保管期間は、原発の運転期間よりも長い。3号機の廃炉後の管理はどうするのか、説明されていない。

伊方では、3号機でMOX燃料を使用する限り、使用済みMOX燃料のプールでの保管は続く。通常のウラン燃料より、危険で熱量の多い使用済みMOX燃料はいつまでプールで保管することになるのか、冷却期間は不明であり、さらには、その後の処分方法も見つかっていない。

3号機は、今年1月17日に広島高裁で住民勝訴の運転停止仮処分決定が出され止まっている。このまま伊方3号機の運転を断念し廃炉にすれば、新たに使用済燃料が生まれることもない。裁判所の決定を真摯に受け止め、運転継続のための乾式貯蔵施設は断念すべきである。

県は、拙速に乾式貯蔵施設の建設を認めてはならない。反対派の専門家も招き、意見を聞くべきである。県民に開かれた場で、誰もが参加できる説明会、公聴会が開催されるべきである。については以下の点を請願します。

【請願事項項目】

1. 伊方原発敷地内の使用済み燃料乾式貯蔵施設設置に県議会として反対すること。
2. 使用済み核燃料（核のゴミ）をこれ以上増やさないことが何よりも急がれる。
そのために伊方原発はとめたまま廃炉にするべきである。